

＜令和 6 年度小金井市物価高騰対策給付金（1 世帯あたり 3 万円）＞ のよくあるご質問

1 住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税（所得割非課税）世帯について

Q 給付金の支給対象となる条件とは。

A 令和 6 年度住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税（定額減税前住民税所得割非課税）世帯に対する給付は、以下の①から③をすべて満たす世帯について支給対象となります。

- ① 令和 6 年 1 2 月 1 3 日に小金井市に住民登録がある世帯であること
- ② 令和 6 年 1 2 月 1 3 日の住民登録上の世帯に属する全ての世帯員が令和 6 年度住民税均等割非課税または住民税均等割のみ課税（定額減税前住民税所得割非課税）であること
- ③ 世帯員の全員が、住民税（所得割）が課税されている方に扶養されている方からなる世帯ではないこと

※ ③について、例えば、親（所得割課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（所得割課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外となります。

Q 支給対象と思われる世帯への「支給のお知らせ」または「確認書」はいつ送られてきますか。

A 「支給のお知らせ」は、住民税均等割非課税世帯の方には令和 7 年 2 月 14 日（金）より、住民税均等割のみ課税世帯の方には令和 7 年 3 月 7 日（金）より、順次発送予定です。「確認書」は、住民税均等割非課税世帯の方には令和 7 年 2 月 27 日（木）より、住民税均等割のみ課税世帯の方には令和 7 年 3 月 7 日（金）より、順次発送予定です。

Q 令和 6 年 1 2 月 1 4 日以降に小金井市から転出しました。小金井市では令和 6 年度住民税均等割非課税世帯（または均等割のみ課税世帯）でしたが、どの市町村から支給されますか。

A 令和 6 年 1 2 月 1 3 日時点で住所登録のある市町村から支給されます。この場合は、小金井市から支給となりますので、小金井市から確認書または申請書を発送いたします。通知が届かない場合はコールセンターにお問い合わせください。

Q 基準日の翌日（令和 6 年 1 2 月 1 4 日）以降に世帯主が死亡した場合は、どのような取扱いとなりますか。

A 以下の場合が考えられます。

- ① 確認書または申請書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合
ア 複数人いる世帯

… 他の世帯員の課税・非課税状況を確認し、要件に該当した場合には申請の上、受給することができます。

イ 単身世帯

… 支給されません。

- ② 確認書または申請書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合
当該世帯主に支給され、他の相続財産とともに相続の対象となります。

Q 基準日の翌日（令和6年12月14日）以降に世帯分離をした場合、給付金はどうなりますか。

A 世帯は、基準日（令和6年12月13日）において判定するため、令和6年12月14日以降に世帯分離をしても給付金の対象にはなりません。また、一度給付を受けた世帯で、その後に世帯分離した場合も、再度受給することはできません。

Q 令和6年度住民税均等割のみ課税（所得割非課税）世帯であることの確認方法は。

A 申請者（世帯主）の「令和6年度住民税課税決定通知書」または「令和6年度住民税納税通知書」において、市民税・都民税の所得割額の欄が0円であることをご確認ください。定額減税に該当する場合は、定額減税適用前の額をご確認ください。

2 家計急変世帯について

Q 給付金の支給対象となる家計急変世帯とは何ですか。

A 予期せず令和6年1月以降の家計が急変した世帯で、世帯員それぞれの令和6年1月から令和6年12月までの任意の1か月の収入または所得を1.2倍し、合計額が住民税均等割のみ課税（所得割非課税）相当（本ホームページの別表1参照）になる世帯のことです。

なお、住民税所得割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は支給対象外となります。

Q 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判定するのですか。

A 世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税均等割のみ課税（所得割非課税）水準に相当する収入であることを確認します。

Q 定年退職により収入（所得）が減少し、令和6年度住民税均等割のみ課税（所得割非課税）相当の水準となる場合、家計急変世帯に該当しますか。

A 該当しません。定年退職による収入の減少や年金が支給されない月、または、事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは「予期せず家計が急変」に該当しないため、当該月を任意の1か月として申請することはできません。

Q 令和6年度の住民税は課税されていますが、子どもが生まれたことにより、収入の減少はないものの令和6年度の住民税が非課税相当の水準となる場合、家計急変世帯に該当しますか。

A 該当します。この場合、予期せず家計が急変した世帯として判定します。

Q 「任意の1か月」は、令和6年1月から令和6年12月までであれば、どの月を選定してもよいですか。

A 令和6年1月から令和6年12月までであれば、どの月を選定しても構いません。

Q 1年のうち収入月が特定の月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか。

A 例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、予期せず収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。

3 その他（上記1・2に関する共通事項）

Q 「世帯」とはどのような状況のことですか。

A 主として家計と住居を同じくする人々からなる集団の事です。一人暮らしの場合は、一人世帯になります。

Q 「住民税所得割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は支給対象外となります」とされていますが、具体的にはどのような世帯ですか。

A 以下の世帯があげられます。

- ・単身赴任の方（所得割が課税）に扶養されている家族のみの世帯（非課税）
- ・親（所得割が課税）に扶養されている大学生などの単身世帯（非課税）
- ・子（所得割が課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）

Q 窓口で手続きを行うことはできますか。

A 原則、郵送でのご提出をお願いしていますが、申請期間中は、前原暫定集会施設1階において窓口を設けています（午前9時から午後5時まで、土曜・日曜・祝日を除く）。

なお、市役所の窓口では受付を行っておりませんのでご注意ください。

Q 手続きや確認書・申請書の記入方法がよく分かりません。どこに問い合わせをしたらよいですか。

A 小金井市物価高騰対策給付金コールセンター（042-316-1655）にお問い合わせください。

Q 住民税均等割非課税（または均等割のみ課税）世帯向けの給付と家計急変世帯向けの給付を両方受けることはできますか。

A いずれかの給付を受けた世帯は、給付の区分に関わらず、再度支給を受けることはできません。

Q 確認書（または申請書）を送付しましたが、給付金の振込はいつ頃になりますか。

A 不備のない確認書（または申請書）を受理した日から、おおむね30日後を予定しています。振込後に、振込決定通知書を送付します。

Q 給付金の振込は、どのように通帳に印字されますか。

A 給付金の振込名は、「コガネイシブツカコウトウタイサクキユウフキン」です。子ども加算分の振込名は「コガネイシキユウフキンコドモカサン」です。金融機関によっては、途中で振込名が切れてしまう場合がございますが、ご了承ください。